

農地転用許可の手続きの変更について（令和7年4月～）

農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画を策定しました。（令和7年3月公告）
これにより、農地転用許可（農用地除外）の手続きが一部以下のように変更します。

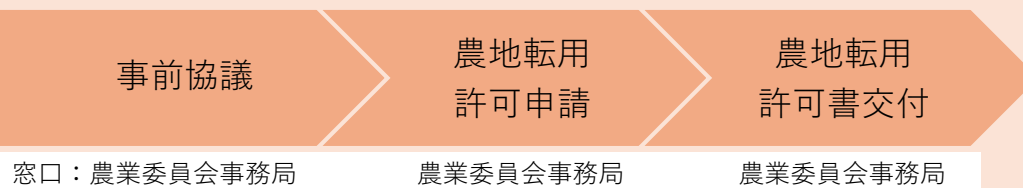
変更点（仮設工作物の設置等の一時転用を除く）

地域計画区域内の農地において農地転用許可（農用地除外を含む）を行う場合には、
事前に地域計画の変更を行い、対象農地を地域計画の区域から除く必要があります。

農用地以外の場合

※（ ）内は要する時間

地域計画区域外 （2ヶ月程度）



受付期限

事前協議 ： 随時
地域計画変更申出 ： 6,9,12,3月の20日
農用地除外申請 ： 6/20,12/20のみ
農地転用許可申請 ： 毎月20日
※20日が土日祝日の場合は前開庁日

地域計画区域内 （6ヶ月程度）



農用地の場合 （1年2ヶ月程度）

※農用地の場合は、地域計画変更手続きが必須となります。



一時転用手続きにおける変更点

地域計画区域内の農地において一時転用を行う場合は、地域計画の変更を行う必要はありませんが、協議の場における合意や「農業を担う者」からの一時転用への同意書の提出が必要となります。

地域計画に「農業を担う者」が位置付けられている場合

一時転用前後で「農業を担う者」を変更しない場合

(2ヶ月程度)

受付期限

事前協議 : 随時
協議の場開催申出 : 6,9,12,3月の20日
農地転用許可申請 : 毎月20日
※20日が土日祝日の場合は前開庁日

事前協議

農地転用許可申請
同意書提出

農地転用許可書交付

窓口 : 農業委員会事務局

農業委員会事務局

農業委員会事務局

一時転用前後で「農業を担う者」を変更する場合

(4ヶ月程度)

事前協議

協議の場開催申出

協議の場開催

農地転用許可申請

農地転用許可書交付

窓口 : 農業委員会事務局

農林課

農林課

農業委員会事務局

農業委員会事務局

地域計画に「農業を担う者」が位置付けられていない場合

(4ヶ月程度)

事前協議

協議の場開催申出

協議の場開催

農地転用許可申請

農地転用許可書交付

窓口 : 農業委員会事務局

農林課

農林課

農業委員会事務局

農業委員会事務局